

我が律令時代の里と郷とについて

曾我部 靜雄

【梗概】周禮に起原をなす郷里制は、中國では隋唐でも行われ、我が國にも輸入されて實施された。その實施年代については從來の通説では大化二年（西紀六四六年）の大化改新の際に五十戸一里なる里制が先ず行われ、後の靈龜二年（七一六年）に里が郷に改つて五十戸一郷なる郷制が施かれるようになったことになつてゐる。しかし播磨風土記などを参照すると、大化二年より前の舒明天皇二年（六三〇年頃）に、既に三十戸一里なる里制が實施されて居り、これを大化の時に五十戸一里制に改めたものであり、又郷制も續日本紀によると靈龜より前の和銅の時に既に實施してゐる所があつて、靈龜の時には單にその實施を徹底化したものであるを知り得るのである。

一、唐までの中國郷里制の概要

中國に於いて行政區劃として里及び郷が現われている。

最も古い文献は、周禮であつて、その地官司徒篇に、王城より外百里までの間を郊と言ひ、この郊は六つの郷に分れ、各郷は五家を比となし、五比を閭となし、四閭を族と

なし、五族を黨となし、五黨を州となし、五州を以て郷となすのであつて、一郷は一万二千五百家から成り立つ制度であつた。又郷よりの外を野と言ひ、その中で百一里より二百里までの間は六遂に分れ、各遂では五家を隣となし、五隣を里となし、四里を鄰となし、五鄰を鄙となし、五鄙を縣となし、五縣を遂となすのであつて、一遂も一万二千五百家から成り、その中に含まれてゐる里は二十五家から

成り立つものであつた。この行政組織はどこまで實行されたかは不明であるが、里及び郷の行政区劃名は、後世永く中國の地方行政組織中に用いられるようになった。即ち秦及び前漢の制度では、郡の下に縣があり、その縣の下に郷、亭、里が設けられ、通例は十里が一亭、十亭が一郷となるが、この時代の郷や里は戸數によつて定められず、面積によつて定められたようである。しかし次の後漢になると、五家を伍となし、十家を什となし、百家を一里とし、十里を以て一郷となす戸數による郷里制が又制定された。その後、晋になつて、大體一郷五百家、一里百家の制度が出来、隋に至つてこれが確立を見、唐はこれを承けてその戸分に、「百家を里となし、五里を郷となす」と規定したのであつた。雜誌文化に掲載した拙稿「令制より見たる日華村落の成立過程」に論じたところである。かくて後漢から唐までは、大體に於いて郡・縣・郷・里の順序で地方は區分され、仁井田陞博士著「唐宋法律文書の研究」第十五章戸籍の篇に載せられている西涼建初十二年（西紀四一六年、東晋安帝義熙十二年）の燉煌地方の戸籍には燉煌

郡燉煌縣西宕郷高昌里と記されて居り、又唐の天寶六年（西紀七四七年）の戸籍にも燉煌郡燉煌縣龍勒郷鄰郷里と記されている。郷の上にある縣の大きさは、唐の戸分に、戸五千已上を上縣となし、二千已上を中縣となし、一千已上を下縣となす。

とあり、これは換言すれば、五十里以上が上縣、二十里から四十九里までが中縣、十里以上十九里までが下縣のことであつて、いかなる場合でも一縣の大きさは十里一千戸以上のものであつた。この上更に郡（州）が置かれ、その郡も唐令に四万戸以上が上郡（上州）、三万戸以上が中郡（中州）、三万戸以下が下郡（下州）と三等級に分れていた。

二、我が律令時代の里制

中國の郷里制は、我が國にも輸入され、制度として定められたことがつきりと文献に現われているのは大化の新制からである。日本書紀孝德天皇大化二年（西紀六四六年、唐

太宗貞觀二十年）正月の條にある改新の詔の第三には、

凡て五十戸を里となし、里ごとに長一人を置き、戸口を按檢し、農桑を課殖し、非違を禁察し、賦役を催驅するを掌らしむ。

と言ひ、又第二には、

凡て郡は四十里を以て大郡となし、三十里以下四里以上を中郡となし、三里を小郡となす。

と言つてゐる。かくて大化の制度では國の下に郡があり、その下に直ちに里が置かれて郷が除かれていた。又里の戸數も五十戸を以て一里となすのであり、郡の大きさも三十一里千五百五十戸以上、四十里二千戸までが大郡、四里二百戸以上、三十里千五百戸までが中郡、三里百五十戸が小郡と定められていた。我が國の當時の郡は、最小のものは三里百五十戸で、それ以下では郡は設けないのであつた。

以上が大化改新の里制であつて、これを以て我が國に於いて里制が施かれた最初であると、少なくとも徳川時代から現在に至るまで、あまねく認められてゐる所である。しかし私は今少しく古くから、里制が既に實施されていたの

であらうと思う。それは大化改新の詔の第四に、

凡て仕丁は、舊との三十戸ごとに一人なりしを改めて、五十戸ごとに一人とし、以て諸司に充つ。（下略）

と言ふことがある。大化新制以前は三十戸から一人の仕丁を差出してゐたものを、大化新制では五十戸から一人と改めたのである。五十戸から一人と改めたのは、大化新制で一里が五十戸となつたからで、即ち一里ごとに一人の仕丁を差し出すと言ひにほかならない。かく見來るならば、大化以前に既に三十戸を以て一里とする地方行政組織が實施され、それを大化新制で、一里五十戸と改めたものと思われる。このことについては、既に米倉二郎氏も氣づかれていて、地理論叢第一輯所收同氏論文「農村計畫としての條里制」に同様なことを述べられている。この三十戸一里制が大化以前に行われていたとする推測を實證する有力な史料が、他に存在する。それは播磨風土記であつて、同書の揖保郡越部里の條に、（A）

越部里、（舊名・皇子代里）土中々、皇子代と號ふ所
以は勾宮天皇（安閑天皇）の世、籠人但馬。君小津は

寵を蒙りて、姓を賜ひて皇子代君となり、三宅みやけを此村に造りて、仕へ奉らしむ。故に皇子代村と曰ふ。後、上野大夫が卅戸を結ぶの時に至つて改めて越部里と號ふ。

と見え、上野大夫なるものが、播磨國を治めた時に、三十戸を一里とすることが行われ、その際に皇子代村が越部里に改名されたと言うのである。然らば上野大夫なるものが播磨國を治めたのはいつであらうか。これも幸いに同風土記饒磨郡小川里の條に見えている。即ち(B)

小川里、(註、略)土中々、(註、略)右は私里みやけと號ふは、志貴島宮御宇天皇(欽明天皇)の世、私部弓束みやけゆづららの祖、田又利君鼻留たまたりきみはなひるがこの處を請ひて居りき。故に私里と號ふ。以後、庚寅の年、上大夫が宰みこころたるの時、改めて小川里となす。

と見え、ここに言う上大夫と、前にあつた上野大夫とは同一人であるは、疑いなきこと、井上通泰博士もその著播磨風土記新考でかく述べられてゐる。この兩史料を合せ考うるに、庚寅の年に、私里が小川里に改名され、それは上

我が律令時代の里と郷について(曾我部)

野大夫が播磨の宰であつた時で、彼は三十戸一里制を實施した人であるから、小川里の改名はこの三十戸一里制實施の結果であると言うことになる。従つて庚寅の年が判れば三十戸一里制の實施の時期が判るのである。この庚寅の年とは、B史料によつて、欽明天皇の後であることが先ず以て判り、欽明天皇以後の庚寅の年は、舒明天皇二年(西紀六三〇年・大化二年より十七年前)と、持統天皇四年(西紀六九〇年・大化二年より四十五年後)とがあり、井上博士の前記書及び敷田年治氏の標注播磨風土記では、いずれも持統天皇四年説を採つて居られる。敷田氏はその理由は、何ものべられて居らないが井上博士は、

庚寅年は、持統天皇の四年なり、本書(註、播磨風土記)を撰せし時に最近き庚寅なるのみならず、校籍即戸籍調査に由りて名高き年なれば、ただ庚寅年といひて通ぜしなり。

と説明せられて居られる。しかしこの説明だけでは庚寅を以て持統天皇四年となす積極的理由は少しも發見し得られない。又A史料の三十戸一里については、敷田氏は、

卅戸を結ぶは、戸令に戸以五十戸爲里、義解に若満三十戸者、割二十戸立一里とあり。按此時卅戸餘れる故に一里を立てにしや。

と言ひ。井上博士はこれに長い説明を加えているが、その要點は、

思ふに此越部里は、もと栗栖里に屬して皇子代村といひしに、此村を込めたる栗栖里の戸數遙に規定の五十戸を過ぎしかば、その中三十戸を割きて栗栖里より離ちて別に一里を立てしかど、その戸數いまだ規定に達せざれば、剩戸の義にてしばらく越戸と稱せしにて、部は實は戸の借字ならむ。

とあつて、兩氏ともに大化新制や大寶、養老令にある五十戸一里制に拘泥して苦しい説明をされている。この所の風土記の原文は、（上略）故曰皇子代村、後、至上野大夫結卅戸之時、改號越部里、とあつて、この一文を何ものにも拘泥せずに解稱するならば、上野大夫が三十戸一里の制度を播磨國に實施した際に、皇子代村は越部里になつたと言ふに過ぎない。三十戸を結ぶことは一般的に言つ

たのであつて、越部里のみについて述べたのではないことは、この一文を虚氣平心に讀めば、自から諒知されるであらう。然らば大化の詔勅、及びA B兩史料から里について如何なる結果が得られるであろうか。

大化の詔勅 既に三十戸を組合せることが大化以前に行われていた。

A 史料 上野大夫が三十戸の組合せを行つた際、皇

子代村は越部里と改つた。

B 史料 庚寅の年、上大夫（上野大夫）が國宰たるの時、私里を小川里と改めた。

右の三史料のうち、大化の詔勅とA史料からは、三十戸を組合せることは大化以前に行われ、而もその組合せは里と稱するものであつたことが判り、AとBとからは、その三十戸一里制實施の時期は庚寅の年であることが判り、更に三史料を綜合すると、庚寅の年は大化以前であることが判る。

庚寅が大化以前たることがかく明かになれば、直ちに、これは舒明天皇二年（西紀六三〇年）たることが斷定出來

大化の改新が行われた大化二年よりは十七年前に當る。舒明天皇は在位十三年間で、次に皇極天皇の在位三年を経て孝徳天皇の大化元年となるが、私はここに舒明天皇の即位二年頃に三十戸一里制が先ず以て我が國で實施され、それを大化の新制で五十戸一里制に改めたとなすものである。

この五十戸一里と改めた大化の新制は、後の大寶令、養老令にも含まれていて、その養老の戸令には、

凡て戸は五十戸を以て里となし、里ごとに長一人を置き戸口を檢校し、農桑を課殖し、非違を禁祭し、賦役を催驅するを掌らしむ。

とあるのや、

凡て郡は廿里以下、十六里以上を以て大郡となし、十里以上を上郡となし、八里以上を中郡となし、四里以上を下郡となし、二里以上を小郡となす。

と定めている。里の戸數は五十戸であつて、大化の時と同様であるが、郡の戸數に至つては、その最小のものは二里一百戸となり、最大のものでも、廿里⁽¹⁾一千戸と改められてゐる。これを唐令と比較するに、我が各單位戸數がいかに

我が律令時代の里と郷とについて(曾我部)

少ないかに氣がつくであろう。養老の制度では僅かに二里一百戸で一郡を形成し得、事實亦形成する場合があつたが⁽²⁾「百戸と言へば、隋唐の一里にしか當らない。當時の我が國の戸口數は彼に比して非常に少なく、彼の如く、最小の單位を一里一百戸とし、更にその上に郷・縣・郡を設けることは不可能であつたので、單位基本數も彼に比して非常に小さくし、その上「郷」をも設けなかつたのであろう。かくて正倉院文書(寧樂遺文上卷所收)に見える大寶二年の各國の戸籍には、「御野國本管那栗栖太里」とか「御野國味蜂間郡春部里」とか「筑前國嶋郡川邊里」とか「豊前國上三毛郡塔里」とあるなど、大化新制に定められた如くに書かれてゐる。

註①延喜式でも「凡て郡は千戸を過ぐるを得ず」と言つてゐる。延喜式民部上參照のこと。

②續紀元正天皇養老五年十月戊子の條に、「陸奥國をして柴田郡の二郷を分ちて、蒔田郡を置かしむ。」とあり。かかる例は他にもある。

三、我が律令時代の郷

大化新制及び大嘗養老の兩令では、上述の如く、里の上に直接に郷があつて、郷は全然存在しないことになつていた。然るに出雲風土記の初めの所に、

玖郡、郷陸拾壹、里一百七十九

餘戸肆、驛家陸、神戶漆、里十二

意宇郡、郷老拾壹、里三餘戸壹、驛家參、神戶參、里六

嶋根郡、郷捌、里廿餘戸壹、驛家壹、

秋鹿郡、郷肆、里二神戶壹、里一

楯縫郡、郷肆、里十二餘戸壹、神戶壹、里二

出雲郡、郷捌、里廿神戶壹、里二

神門郡、郷捌、里廿餘戸壹、驛家貳、神戶壹、里一

飯石郡、郷漆、里十二

仁多郡、郷肆、里十九

大原郡、郷捌、里廿

右伴の郷の字は靈龜元年の式によつて、里を改めて郷

となせしもの、その郷名の字は、神龜三年の民部省の口宣を被りてこれを改めしものなり。

とあつて、元正天皇靈龜元年（西紀七一五年）の式によつて、今までの里は改めて郷となしたと言ひ、その郷の下に里を平均一郷に三里ずつ設けている。これはそれまでの國・郡・里であつたものを國・郡・郷・里と唐令と一致せしむるように改正したのであつて、靈龜元年より十二年後の聖武天皇神龜三年（西紀七二六年）につくられた計帳（正倉院文書・寧樂遺文上卷）にも「山背國愛宕郡出雲郷雲上里」とか「山背國愛宕郡出雲郷雲下里」などとされるが、又同じく聖武天皇天平年間（西紀七四九年）の四度公文枝文（正倉院文書・寧樂遺文上卷）や調庸綾施布墨書（正倉院御物・寧樂遺文下卷）や金石文（寧樂遺文下卷）や又出雲・肥前・豊後の各風土記などにも數多くのかかる例が見えている。

この靈龜元年の式なるものは、本居内遠翁の條里圖帳考をはじめとして、徳川時代から今日に至るまで、いやしくも我が國の郷里制や條里制を論ぜし諸研究は、殆んどが、この式を根本的な正確な史料として取扱ひ、靈龜元年から

我が國でも郷制が施かれたとなしている。又この式は我が國現存の各種風土記の編纂年代を決定する重要な鍵ともなっている。何故ならば、各種風土記は、その地名は郷名のみで書かれたものもあり、又里名のみで書かれたものもあつて、それよりして里名のみは靈龜元年以前の作、郷名のみは靈龜元年以後の作と判定されている。

かくの如く靈龜元年に我が國で郷制が初めて採用されたとなす學説は、我が學界では不動のものとなつてゐるが、しかしこれは私の甚だ不思議とする所なのである。何故ならば、續日本紀を播くに、成程靈龜元年(西紀七一五年)よりすぐ前である元明天皇和銅元年(西紀七八年)九月庚辰(西紀七八年)の條には特に賀茂、久仁の二里の戸ごとに稻卅束を給ふ。

とあるのや、同二年十月庚寅(西紀七八年)の條には、品遲郡の三里を割いて葦田郡に隸けしめて、郡を甲努村に建つ。

とあるのや、同五年五月辛巳(西紀八十二年)の條には、詔して曰く、諸國の大税を三年賑恤するは、もと百姓の窮乏を恤濟するがためなり。今國郡司及び里長らは

我が律令時代の里と郷とについて(曾我部)

この恩借によつて妄に方便を生ず。

とあるのや、同七年二月辛卯(西紀八十四年)の條には、

詔して曰く、(中略)國郡の能く監察を加へて務めて數によつて儲備する者には考一等を加へよ。或は里長には、當年の調を免ぜよ。若し虚妄を以て顯に稱せば、國郡司は即ち見任を解き、里長は調を徴して掌ることを止めしめん。

とある如く、まだ里を以て呼ばれ、郷とは稱してゐない。

然るに一方又同和銅二年十月丙申(西紀八十四年)の條には、

禁制すらく、畿内及び近江國の百姓は、法律を畏れず、浮浪及び逃亡の仕丁らを容隠して、私に以て驅り使ふ。これによつて多く彼に在つて、本郷本主に還らず。云云。

とあつて、本郷なる語が用いられている。しかしこれは單に本籍地故郷と云う意味に用いられたものであつて、行政區劃上の郷ではないかも知れないが、同四年三月辛亥(西紀八十二年)の條には、

上野國甘良郡(かいら)の織裳(オリ)、韓級(かんき)、矢田(やた)、大家(おほや)、綠野郡の武美(むみ)、

片岡郡の山などの六郷を割いて、別に多胡郡を置く。

とあるのや、同六年五月甲子^(三)の條には、

制すらく、畿内七道諸國の郡、郷名は、好き字をつけ

よ。その郡内に生ずる所の銀銅彩色草木禽獸魚虫等の

物は、具さに色目を録せよ。及び土地の沃塔・山川原

野の名號所由・又古老の相傳ふ舊聞異事は、史籍に載

せて、亦宜しく言上すべし。

とあるのや、同六年七月丁卯^(四)の條には、

大倭國宇太郡波坂郷の人、大初位上村君東人は銅鐸を

長岡の野地に得て獻す。

とあつて、すでに靈龜元年より數年前の元明天皇和銅年間

に郷名が用いられて居り、特に和銅六年五月甲子の制勅

は、風土記の編纂を命じた制勅であるとして、學界ではよ

く取扱われる史料であるが、その制勅に「諸國の郡郷名は

好き字をつけよ」と郷と言つて居り、しかも郡郷名は好

き字をつけよとは、上掲の出雲風土記に、聖武天皇神龜三

年（西紀七二六年）民部省の口宣によつて郷字名を改めた

とあるのと同じの事柄であつて、郷名を改めよとは神龜三

年より十四年前の和銅六年五月に既に制勅として出されて

いたのであり、その命令が徹底しなかつたから、改めて十

四年後に民部省から口宣が出されたのであろう。かくの如

き事實より判斷するに和銅の前半の或年（和銅は七年つず

く）に、里を郷に改める制勅の出で、それによつて直ちに

改めた所もあつたが、しかし制勅の意味が徹底せず、朝廷

自からも前記續日本紀の諸例にある如く里と言つたり郷と

言つたり曖昧な態度を採つていたから所によつては舊里名

のまゝで改めないものもあつたのであろう。よつてここに

新に施行の細則を規定した式が、靈龜元年に發布され、そ

の式によつて出雲の國では初めて里を改めて郷となしたの

である。故に靈龜元年の式によつて初めて里を改めて郷と

なしたとは出雲の國のことで、日本國內全體がそうであつ

たのではない。靈龜元年の式によつて我が國で初めて里を

改めて郷となしたと言ふ從來の説は、訂正さるべきもので

あろう。この靈龜以前の和銅年間に、里が郷に既に改めら

れことに氣がついて人は私の知つてゐる範圍内では一人あ

る。それは栗田寛博士であつて、前記風土記編纂の和銅六

年五月の詔勅中に郡郷の字あることに注意し、「國郡の下に郷を置きし事知るべし」と述べられている。

元來式とは律令格式の式であつて、律や令や格を施行するに當つて、その細則を規定したもので、我が弘仁格式にも「式は即ち闕を補つて遺を拾ふ」と式を定義している如く、律令格の闕を補い遺を拾うものである。従つて律令格があつての式で、式自體のみ獨立して存在する筈はないのである。母體があつてここに子が生れるのと同様である。

故に式が設けられるには、この式に先行する律令格がある可きで、この場合には里を郷に改めると言う制勅即ち格が先ず以て出だされ、その後これが施行の細則を規定した式が靈龜元年に發布されたとなすべきである。かく見來るならば、この式を以て直ちに里が郷に改められたと判斷するのは甚だ慎重味を欠いだものと言わねばならない。

和銅年間に里が郷に改められることとなり、靈龜元年にこれについての式が出される及んで、ここに里は郷に改めることとなつたが、この郷は里を單に改めたのであるから、郷の戸數は従前の里と同様に、五十戸であるべきであ

り、事實又五十戸が基準であつた。かくなると五十戸一郷の下にある里は、平均三里を以て一郷となしていたから、一里の戸數は平均十六戸か十七戸位のものであつた筈である。從來唐でも日本でも、里や郷は戸數による行政区劃で、地域による行政区劃ではない。今五十戸一里は改つて五十戸一郷となり、その下に里が置かれることになつたが、この郷の下にある里も、十六、七戸を基準とする戸を組合せる行政区劃であつたのであろう。

かかる郷里制が出来ない以前には、村なる聚落があつた。村は普通は五十戸以下の場合が多かつたから、五十戸一郷の郷制が施かれた後の里は、この村が變つたものであろうと、栗田寛博士は推定されている。村は元來自然に發生した聚落であつて、従つて村は地域を主とし、戸數を主とせず、その戸數は大小不定であつた。郷や里のごとく、戸數の組合せではない。故に悉くの村が十六・七戸であつた筈はなく、よつて大體一里に當る位の戸數のある村は、直ちに以て里となし、然らざるものは、別に戸數を組合せて里を造つたものであろう。聖武天皇天平五年につくられ

た出雲風土記は、上掲のごとく、郷の下に里が設けられて、完全に郷里制が施かれていたにも拘らず、出雲郡の川の條に、

出雲の大川は、源は伯耆と出雲との二國の堺の鳥上山より流れて、仁多郡横田村に出で、即ち横田・三處・三澤・布勢等の四郷を経て、大原郡の堺の引沼村に出で、即ち來次・斐伊・屋代・神原等の四郷を経て、出雲郡の堺の多義村に出で、河内・出雲の二郷を経て、北に流れ更に折れて西に流る。(下略)

とあるのや、出雲郡の終りの所に、

意宇郡の堺の佐雜村に通ずるには、一十三里六十四歩、神門郡の堺の出雲大河邊に通ずるには一里六十歩、大原郡の堺の多義村に通ずるには一十五里卅八歩(下略)

とあるごとく、依然として村の存在を傳えている。若し悉くの村を以て里と改めたものであれば、かかる村の存在は無い筈である。村と里との性質が異つていたから、郷里制になつても、郷や里の外に從來通りに村として存続するも

のがあつたのである。

この里を改めて郷となし、その下に里を置いて郡・郷・里となす和銅の制勅及び靈龜元年の式なるものは、謂わば大化新制や大寶令の郡・里制度の改正であるから、その後法令の改正編纂が行われれば、當然かくの如くに令の條文を改む可きである。然るに靈龜元年より四年後の元正天皇養老二年(西紀七一八年)に編修された養老の戸令には、上掲の如く、依然として「五十戸を以て一里」と定め、郡の等級も里の數によつて決めることとしている。和銅の制勅や、靈龜元年の式では郡・郷・里、養老の戸令では郡・里と相異なる二つの事項が規定されているのである。これは當然養老の戸令では「五十戸を以て一郷」と定め、令の全條文中の里は悉く郷に改む可きであるが、それがなされていない。これは編修者の失策である。養老の令では、かく郷は規定していないが、和銅の制勅や靈龜元年の式のまゝ、養老の令施行以後も、依然として郷制が行われ、而もこれは養老の令を制定した元正天皇の次の聖武天皇の天平年間までは、公には郡・郷・里制が施かれた所もあり、又従前の

郡・里制が施かれた所もあり、或は又郡・郷のみの制度が施かれた所もあつて、三者入亂れて公文書に記載されている。然るに聖武天皇の次の孝謙天皇天平勝寶年間の公文書には、郡・郷制のみで記載され、それまであつた郡・郷・里制や郡・里制は、少なくとも公の文書の上からは姿を消すようになってゐる。これは竹内理三教授編の寧樂遺文や平安遺文を見ることがよつても諒知されるであろう。この事實は、我が國に於いて、五十戸を以て一郷とする郷制なるものが和銅靈龜の頃に定められたが、これが最下の行政單位として確立したのは、三十五年後の天平勝寶元年(西紀七四九年)頃からであることを意味するのである。従つて和銅靈龜頃までは、部落の構成要素である一家族のことを里戸と稱し、和銅靈龜以後は、郷戸とも稱せられる場合があつたが、天平勝寶元年以後は、郷戸に一定するようになつた。この郷でも郷戸でも、令の條文には何等規定してないのであつて、單に、制勅や式によつて行われたに過ぎない。平安時代も郷制が依然として採られていたが、律令の弛廢、特に庄園の發生などのために、郷制も段々と亂れて

我が律令時代の里と郷とについて(會我部)

來、地方行政組織は、新たな方向へと進んで行つた。しかしこれについてはすでに清水三男氏の日本中世の村落なる研究があつて、詳細に論究されているから、私はそれまで論及することは差控えて、同書の一讀を望むこととする。

註①出雲風土記の外、肥前風土記や豊後風土記なども同様である。

②この里を郷に改めたのは、條里制の里とまぎらわしいからと言説があるが、これは誤りである。何故ならば、まぎらわしいのであれば里は全然廢すべき筈なるに、郷の下に依然として設ける制度であつた。又戸口が増加したからと言説があるが、これも誤りである。戸口が増加したためであれば、戸數の組合せを改めることなどなせばともかく、單に里を郷と名稱だけを改めたのでは意味がないであろう。

③四度公文枝文の例は、天正十一年の出雲國大稅賑給歴名帳に、神門郡朝山郷神原里などあり。

調庸綾繩布墨書の例は、阿波國麻植郡川島郷少猪里戸主忌部爲麻呂戸調黃繩一匹天平四年十月などあり。

金石文の例は、神龜三年二月廿九日の日附がある高田里新知識碑に上野國群馬郡下替郷高田里と識されている。

④續紀文武天皇大寶三年五月癸巳の條に、流來新羅人付福護等、還本郷、とある如く、本郷には本籍地、郷里の意味がある。

⑤新訂増補の續紀には、この山とは山宗奈の宗奈の二字が脱したのであらうと註している。

⑥延喜式では「凡て諸國部内の郡里等の名は、並びに二字を用ひ必ず嘉名を取れよ」とあつて、那里と言つてゐる。延喜式民部上参照のこと。

⑦同博士の莊園考に詳述されている。

⑧高柳眞三教授著日本法制史第一冊第二編第一節律令格式参照のこと。

⑨樂樂遺文上巻政治編所收天平七年相模國封戸租交易帳に足下那垂水郷五十戸、餘綾郡十村郷五十戸、等とあり、同書下巻宗教編所收天平勝寶四年造東大寺司牒解にも、下野國芳賀郡石田郷五十戸、足利郡土師郷五十戸など見え、又類聚三代格卷七郡司事の條、元慶四年十一月五日、應加置磐梨郡主政一員事の太政官符にも、磐梨郡は郷六、戸二百九十七と言ひ、元慶五年十一月三日應置赤坂郡主政一員事の太政官符にも赤坂郡は郷六、戸二百九十三と言つて、一郷五十戸平均なるを現わしている。

⑩これは栗田博士の莊園考に述べられている。この栗田博士説に

對しては、内田銀藏博士も反對であつて、内田博士遺稿日本經濟史の研究所收「日本古代の村落制に就きて」には、前の里のもとにあつた村と後の郷のもとにあつた里とはその性質に於いて或る差異が存在するように思われ、前の村は舊慣を因襲し自然引續きその唱えが残つていたというまでであるが、後の里は民政上或る意義を有し、ある目的のため故らに設けられたのはなかるうかと述べられている。

⑪樂樂遺文に各種の例が多く載せられている。例えば同書下巻宗教編造寺所公文だけについて見るも、天平四年三月廿五日々附の秦公豐足の條には美濃國當晴那垂種郷三宅里戸頭秦公磨之戸口と郡・郷・里制であり、天平十四年十二月十三日々附の秦調日佐酒人の條には山背國葛野郡橋頭里戸主秦調日佐堅万呂戸口と郡・里制であり、天平十四年十二月廿日々附の星川五百村の條には因幡國高草郡古海郷戸主星川君虫磨戸口と郡・郷制である。

⑫延喜式でも郷を以て行政區劃の最小單位としていたことは、主計下、某國司解申預計某年大帳事に某國合管郡若干、郷若干と記していることを見ても知り得るであらう。

四、郷制下の里と村

郷にその地位を譲つて、その下に顛落した里は、天平勝寶以後は最早、公の行政上の單位ではなくなつた。然るに一方では土地區劃制度による條里制が施行されていたこととて、里は専ら修里制に用いられるようになった。條里制の里は單に耕地の區劃名であつて、六町四方の地を言い郷里制の里の如く、戸數による區分ではない。しかし條里制も、郷里制が行われていた時に、既に行われて居り、相異なる内容を持つ二つの里制が、同時に行われて、まぎらわしかつたが、併し兩者が共に行われていた時の名稱は、郷里制の里は春部里とか甲和里と言う如く固有名稱で呼ばれ、條里制の里は八條四里とか十條二里と言う如く單に數詞で呼ばれた如くである。然るに天平勝寶以後は、郷里制の里は最早行政上の單位では公には無くなつて來たから、段々と固有名稱が條里制の里に附せられるようになった。西南八條五動谷里とか、西南八條六大谷里とか、西南七條六琴

我が律令時代の里と郷とについて（曾我部）

絃里などの如き名稱が出來てきた。勿論一方には本來の數詞で呼ぶものも依然として存在はしていた。

郷のもとにあつた字とも言うべき里名が條里制に奪われるに至ると、これに代つて以前からあつた村名が全面的に復活し、續日本紀稱徳天皇神護景雲二年八月庚申の條に下總國結城郡小塩郷小嶋村、常陸國新治郡川曲郷受津村とあるを始めとして、その他の諸書にも、近江國愛智郡大國郷高野村とか、紀伊國名草郡真川郷酒部村とか、山城國愛宕郡鳥部郷捺原村などとあるように、郷の下に村が存在するようになって來た。又續紀孝謙天皇天平寶字元年七月戊午(廿三)の條に、

是の日、南院に御し、諸司並びに京畿内の百姓の村長以下を追集して詔して曰く云云。

とあるのや、日本後紀嵯峨天皇弘仁四年二月戊申(廿五)の條にも、

制すらく、稼を損するの年は、士民俘因はみなその災を被るも、賑給の日は、俘因に及ばず。(中略)今より以後、宜しく平民に准じて賑給の例に預からしむべ

し。但し勳位の村長及び糧を給はせらるるの類はこの限りには在らず。

とあるなどの例によると、郷制下の各村でも村長が設けられていたのであつた。恐らくこれ等は自治的に選ばれたものであらう。かくて東南院文書で寧樂遺文下巻經濟編諸國田券に收められている天平神護二年十月廿一日越前國司解の田券には丹生郡椿原村。西北十八條一野依田里。卅二葦原田肆段とか白河本東寺百合文書で平安遺文第一卷承平二年十二月の所に收められている右京朝原岑解の田券には山城國葛野郡上林郷小野村十三條小野田東里十三坪北山本とか光明寺古文書で平安遺文第二卷長徳二年十一月の所に收められている伊福部利光治田處分狀案に志摩國答志郡鴨村三條鴨里廿七小荒治田などとする諸例は、郷制下の村と條里制との關係を、よく表現している文献である。

註①正倉院文書にある養老五年や大寶二年の戸籍に現われている地名。同文書は寧樂遺文上巻政治編戸籍に收められている。

②東南院文書にある天平廿年十一月十九日々附のある東大寺伊賀國玉瀧村券に見えるもので、寧樂遺文下巻經濟編諸國田券に收

められている。

③矢張り東南院文書にある天平神護二年十月廿一日々附のある越前國司解の田券に見えるもので、寧樂遺文下巻經濟編諸國田券に收められている。

④赤星鐵馬氏所藏文書にある天長元年十月十一日々附のある近江國大國郷野地賣券に見えるもので、平安遺文第一卷天長元年十月の所に收められている。

⑤神宮文庫文書にある貞觀三年二月廿五日々附の紀伊國眞川郷賣田賣券に見えるもので、平安遺文第一卷貞觀二年正月——二月の所に收められている。

⑥三代實錄卷五十、光孝天皇仁和三年五月十六日己丑の條。

史 林 第三十二卷
定価 130 円

【内容梗概】

アリストテレスの理想國家論に就て……原 隨 園
 北部佛印の青銅器時代について……梅 原 末 治
 東方史の構造とその展開……田 村 實 造
 威 儀……貝 塚 茂 樹
 ソロモン王のオフィルの航海に就て……織 田 武 雄
 平安京の經濟……柴 田 實
 三國干渉と英獨關係……中 山 治 一
 御希望の向は代金を添え小社までお申込み下さい
 (残部僅少)

大阪東區南新町1の 教育タイムス社 振替大阪 71920